博士学位論文要約

論 文 題 目: 明治期における監獄の中の児童問題

――児童福祉前史としての懲治場,感化教育,そして「携帯乳児」

氏 名: 倉持 史朗

要 約:

近年、社会福祉専門職、特に社会福祉士の「職域」拡大が主張されるなかで、司法領域における社会福祉専門職の活躍が期待されている。非行や問題行動を伴う児童への対応は社会福祉や教育、刑事政策がそれぞれ関係し、三者は緊張・きっ抗関係にあると言える。しかし、現状からすれば感化教育・教護・児童自立支援として長い歴史を有する社会福祉側において固有の価値・理念に裏打ちされた理論や実践を展開しているとは言いがたい。このような背景には、「加害性」を有する存在(児童)をどのように捉えるか、理解するかという問いに対して社会福祉関係者のコンセンサス(合意形成)が得られないという現実が横たわっている。一方で、近年の調査によって矯正教育や児童自立支援の対象となる児童らの多くが被虐待経験を有することが明らかにされているが、この「被害経験」と「加害性」を同時に抱える存在(児童)は、さらに社会福祉関係者の議論を複雑なものにさせている。しかし、このような複雑な問いはずっと以前から我々児童福祉に携わる者に投げかけられていた。

近代日本において上記のような極めて「現代的」な問いを立て、その解決に挑んだのは明治期の監獄関係者たちである。当初彼らは社会防衛・治安の維持という観点から、監獄という場で「加害性」を有する児童らと日々対峙した。当時、犯罪者数の急増という国家的な危機状況の中で、彼らへの対応に力を注ぐことが犯罪者数の急増を防ぐ有効な手段として注目されたためである。ところが、監獄はそのような児童らを処遇する場所としては不適切であることが次第に明らかになり、諸外国との不平等条約撤廃を企図した監獄改良運動の進展とともに監獄内での懲治教育に代わる「感化教育」の必要性が提唱された。ただし、上記のような幼年犯罪者への関心の高まりに対してほとんど顧みられないままの児童問題も存在した。「携帯乳児」の問題である。

本論文は、上記のような監獄を中心にした児童問題を検討するにあたり、①監獄内部での児童に対する教育的処遇(懲治場・懲治処分)、②監獄からの児童の分離と福祉的・教育的処遇(感化教育)、そして③監獄に住まう乳幼児(携帯乳児)の取扱い、という3つの論点を提示した。そして、3つの論点を軸に監獄関係者などが「加害性」(「被害経験」も)有する児童、また、肉親の「加害性」ゆえに監獄に収容される児童をどのように捉え、処遇しようとしたのかという問いを解き明かしていくことを目的としている。同時に本研究は先述のような今日的な「問い」に対して歴史的な視座を提供するものであり、議論を展開していくための最初の足場を構築することを企図している。

以上をふまえて、本論における具体的な課題と構成を述べていきたい。まず第1の課題 として、明治期において監獄改良をはじめ、不良少年・幼少年犯罪者の処遇に関する議論

の舞台となった2つの専門誌,『大日本監獄協会雑誌』と『監獄雑誌』及びその発行団体の 存在や活動の意義について論じた(第1章・第2章). 次に第2の課題として、日本におけ る監獄改良(運動)の「クライマックス」と言われた監獄費国庫支弁の実現とそこに向かう 議論について検討し,感化法の法制化や 20 世紀初頭の懲治場改革(特別幼年監の設置)に与 えた影響について論じた(第1章・第3章). つづく第3の課題として, 監獄改良と同時に 展開される感化教育論の高まりとその後の停滞について述べ(第2章・第4章), それに関 する第4の課題として, 感化法制定前後の感化教育思想や理論の成果が, 懲治場改革(特別 幼年監の設置)そのものや、同場での実践内容などにつながっていった点について検討して いく (第5章・第6章). 最後に本研究における第5の課題として, 不良・犯罪児童とは異 なる「もうひとつ」の児童問題、監獄における「携帯乳児」の問題について検証した(第7 章). また, 第4の課題と第5の課題の検証を通じて, 感化教育から少年教護へとつづく児 童福祉領域と少年行刑が分断されていく事態について,さらには携帯乳児の問題が今なお 根本的な解決に至らない背景について考察を行っている(終章). 以上のような本論文の目 的と個別的な課題を達成するために、本論文では先述のような『大日本監獄協会雑誌』等 の専門誌における監獄関係者の論稿、小河滋次郎・留岡幸助などの著述、帝国議会議事録 や官公庁における統計資料などの公文書類,そして近年公開された懲治場(特別幼年監)の 報告書等の史資料を対象とし、それらを詳細に分析、検討することとする.

本研究の成果として、第1に明治期の不良・犯罪問題に関する議論の舞台としての『大 日本監獄協会雑誌』と『監獄雑誌』及び両誌の発行団体について,その結成された背景や 活動内容、機関誌発行の意図など従来研究が言及しなかった実態について明らかにしたこ とが挙げられる.特に監獄事業に関わる当事者(監獄官僚)が両団体に多く参加し,監獄法 制や行政の外部から種々の議論や監獄改良運動を巻きおこしたことは注目に値する、彼ら は現行法制度の執行者でありながら、同時に法制度から自らを相対化させ、ときに現行制 度を堂々と批判し、ときに政策提言を果敢に行っていった.しかし、1900年以降を境に運 動体としての姿勢が失われ司法行政に対する翼賛団体へと変質していくことになる. 第 2 の成果としては、日本における監獄改良の「クライマックス」と呼ばれた監獄費国庫支弁 の必要性に関する議論とその実現に向かうプロセスを検証できたことがあげられる. そこ では,監獄行政の当事者たる監獄官僚らによる政策提言や小河などの監獄学研究の知見が, 議会における審議の中ではほとんど影響力をもち得なかったという点も明らかにした.第 3 の成果は、感化法制定に至る議論について、特に『監獄雑誌』上における議論を整理で きたことである.ただし,感化教育に関する理念的な説明はともかく,具体的な教育内容 やプログラム、感化院運営等に関する明確なビジョンを当時の監獄官僚たちが提示できな かったことも判明し、その後の感化院の普及が進まない要因の一つともなったことが考え られる.また,感化教育の「予防」機能についての議論とその問題性についても考察を行 い、感化法成立を当時の治安維持や公衆衛生のための諸法令(精神病者監護法など)と同様 の目的を持って誕生したという可能性を提示した.

さらに、本研究における第4の成果としては、感化法制定以後における監獄官僚らの感化教育実施構想について分析した点があげられる。特に感化法制定後に起こった司法省による懲治場改革(特別幼年監の設置)に焦点をあて、それらの改革がまさに幼少年犯罪者に対する「感化教育」の実践であったこと、つまり、その試みが日本における児童福祉実践

史の中に位置づけられる性質のものであったことを明らかにした.分析対象としては神戸 監獄・洲本分監,福島監獄・中村分監,横浜監獄女子懲治場の資料を用いた.ここでは刑 法で刑事責任が問われる14歳以上の児童らに対して,刑罰的要素を極力廃した「感化教育」 によって彼らの更生と自立を果たすことを試みた事例として今日的にも大きな意味を持っ ていることを示した.つづく第5の成果は,これまでの児童福祉領域の史的研究において 言及されることがなかった監獄における「携帯乳児」の実態やその問題性などを明らかに したことである.具体的には,携帯乳児に関する法規定の変遷を追いながら,一時期は年 間約2300人もの乳幼児が監獄に収容された実態,その子らの居住環境と対応する職員,出 監の際の手続き等について明らかにした.さらには女囚の獄内出産問題,乳幼児の発達の 阻害や,社会一般からの深刻な差別と排斥についても言及している.

本論文の最後では、上記のような成果をふまえた上で生じた疑問、すなわち明治 40 年代以降の懲治場改革(特別幼年監の設置と感化教育の試行)の停滞や、携帯乳児問題の放任といった、いわば監獄改良の逆コースとも言うべき事態がなぜ起こったかという点について検討を行った。その要因として、まず行刑や感化教育実践の場で培われた実践の「知」を法制度の設計や運用に反映させるための媒体として機能した「監獄協会」などがその運動体としての機能を低下させたこと。さらには監獄官僚の司法省移管以降は、司法官僚たる者が現行法規を批判することは許されないとする論理によって監獄官僚らが「モノ言わぬ」存在へと変質してしまったことなどが考えられる。そして、「司法行政の統一」(司法領域で刑事政策を完結させる)という方針の下で犯罪少年への行刑制度と感化教育とに明確な線引きがなされ、後者が社会事業(児童保護事業)の一領域として発展していく契機が作り出された。しかし、このことは同時に慈善・社会事業に関係する人々が行刑領域から閉め出されたことを意味していた。それからの長い時間的経過の中で、今日の社会福祉学界や実践者たちも行刑分野を専門領域の埒外に置くことを当然のこととしてしまい、結果的に司法と社会福祉の相互交流が長きに渡って失われてしまうという事態を招いたのである。